

14 保護水面、資源保護水面

当管内では、水産資源の保護培養のため水産資源保護法第18条第1項の規定により1河川が保護水面に設定されている。また、北海道漁業調整規則第37条第2項により4河川が資源保護水面に設定されている。

(1) 保護水面設定状況

河川名	指定	保護水面等		保護水産動物
		禁止区域	禁止期間	
西別川	S58.11.28 農林水産省 告示 第2287号	次に掲げる基点イと基点ロを結ぶ線から上流の西別川とオンネベツ川との合流点に至る間の西別川の区域、西別川とシカルンナイ川との合流点から上流のシカルンナイ川本支流の区域及び西別川とオンネベツ川との合流点から上流のオンネベツ川本支流の区域 基点イ 野付郡別海町本別海3番12地先西別川右岸に知事が建設した標柱の位置 基点ロ 野付郡別海町本別海1番地182地先西別川左岸に知事が建設した標柱の位置	周年	すべての水産動物

(2) 資源保護水面設定状況

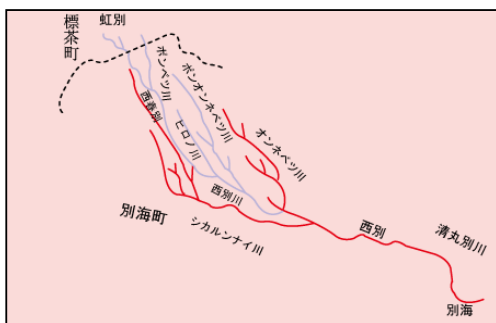
河川名	指定	資源保護水面等		保護水産動物
		禁止区域	禁止期間	
別当賀川	S45.1.31 北海道告示 第240号	別当賀川本支流の区域	7月1日 から 12月31日 まで	やまべ
風蓮川支流 姉別川	"	風蓮川と風蓮川支流姉別川の合流点から上流の姉別川本支流の区域		
標津川支流 武佐川	"	標津川と標津川支流武佐川の合流点から上流の武佐川本支流の区域		
春荻古丹川	S64.1.5 北海道告示 第10号	春荻古丹川本支流の区域		

注) 1. やまべは上記のほか、5月1日から6月30日まで管内全河川(上記4河川を含む)について採捕禁止である。

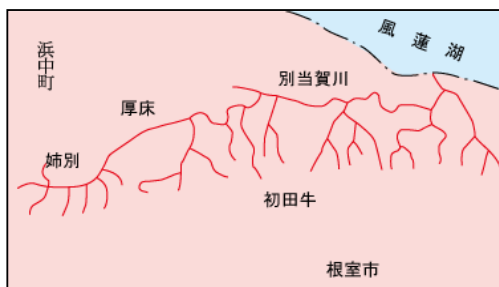
(北海道漁業調整規則第38条第2項)

2. さけ、ます(やまべを除く)は、全河川周年採捕禁止である。(北海道漁業調整規則第38条第2項)

西別川



別当賀川



風蓮川支流姉別川



標津川支流武佐川



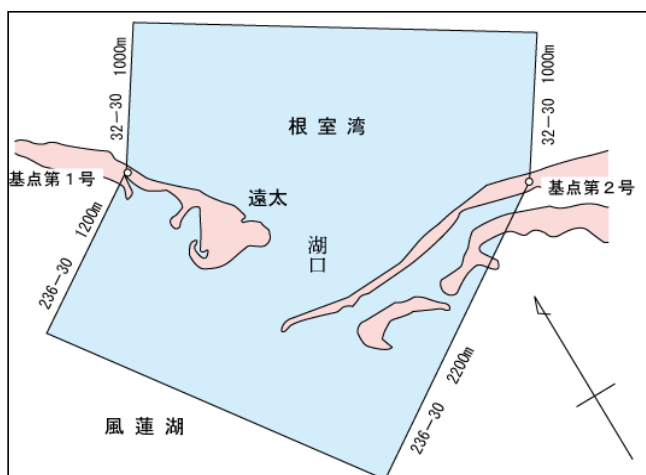
春荻古丹川



(3) 河口付近のさけ・ます採捕禁止河川等(北海道漁業調整規則第42条、根室海区漁業調整委員会指示)

河川及び湖沼名	禁 止 区 域				禁 止 期 間												河川番号	
	河川口及び湖沼口海岸距離		沖合距離	沖合方位(真方位)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12
	左海岸 m	右海岸 m		左方 度分	右方 度分													
サシイ川	300	300	300	96.00	96.00													①
羅白川	700	700	700	126.33	132.07													②
春苧古丹川	500	500	500	109.00	108.45													③
植別川	500	500	500	80.51	105.00													④・委員会指示
元崎無異川	150	150	150	113.00	113.00													⑤
薫別川	1,000	1,000	1,000	85.00	90.00													⑥
古多糠川	150	150	150	77.00	77.00													⑦
忠類川	500	500	500	58.50	58.50													委員会指示
伊茶仁川	500	500	500	61.15	64.36													⑧
標津川	1,000	1,000	1,500	67.43	67.43													⑨
当幌川	700	700	700	98.45	108.02													⑩
床丹川	300	300	600	73.32	73.32													⑪
西別川	1,000	1,000	1,500	64.03	64.03													⑫
風蓮川	300	300	300	6.20	6.20													⑬
別当賀川	300	300	300	13.10	13.10													⑭
風蓮湖	下図のとおり																	⑮

風蓮湖



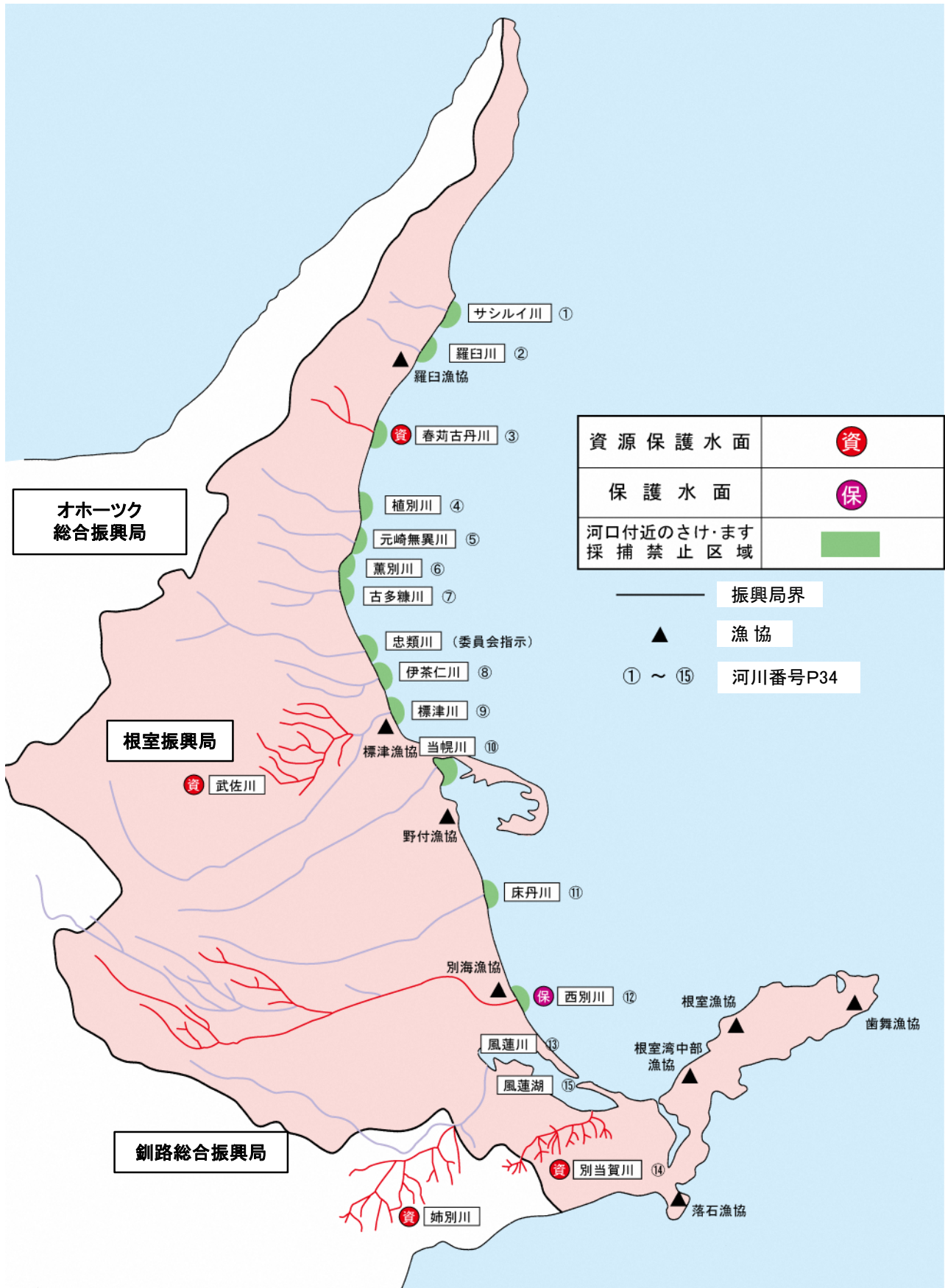
注) この表による河川口及び湖沼口付近の区域とは、次に掲げる基点イから基点二までを順次結んだ線によって囲まれた海面をいう。

- 基点イ 左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点
- 基点ロ 基点イから当該沖合方位における当該沖合距離の点
- 基点ハ 基点ロから当該沖合方位における当該沖合距離の点
- 基点二 右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

基点第1号 国土地理院三角点遠太から327度800メートルの点

基点第2号 風蓮湖口右岸国土地理院水準点

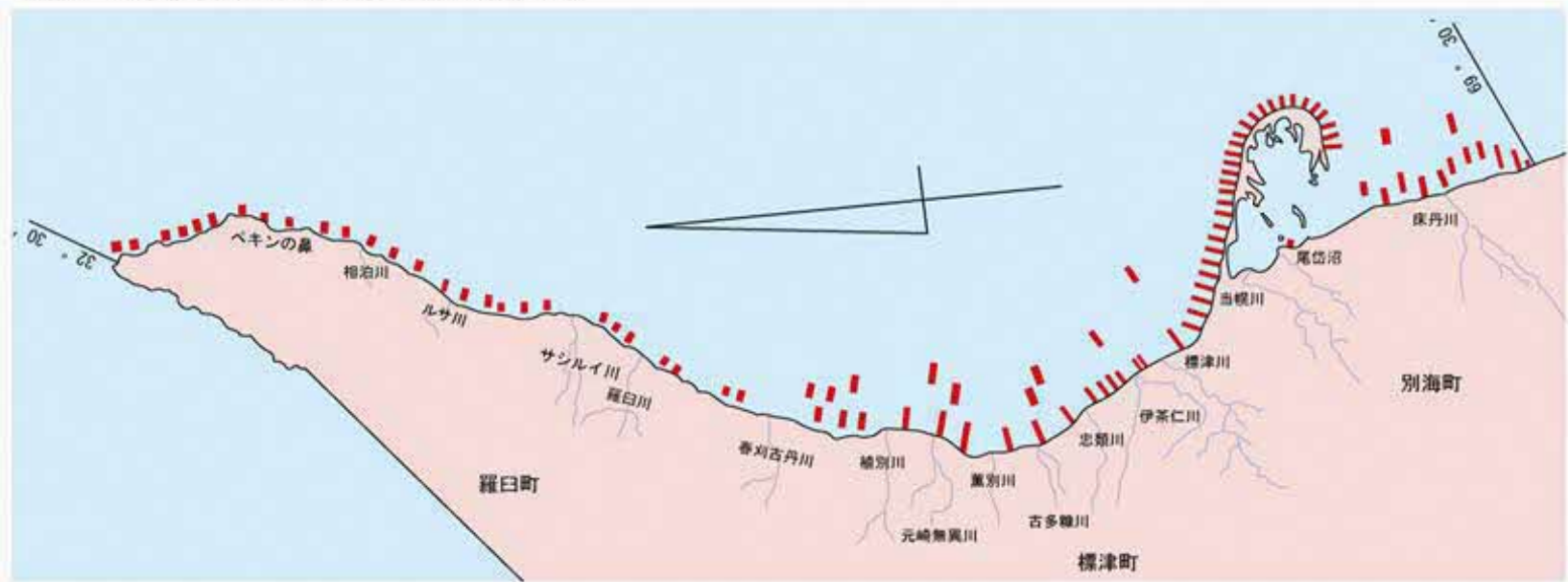
(4)管内資源保護水面・保護水面等位置図



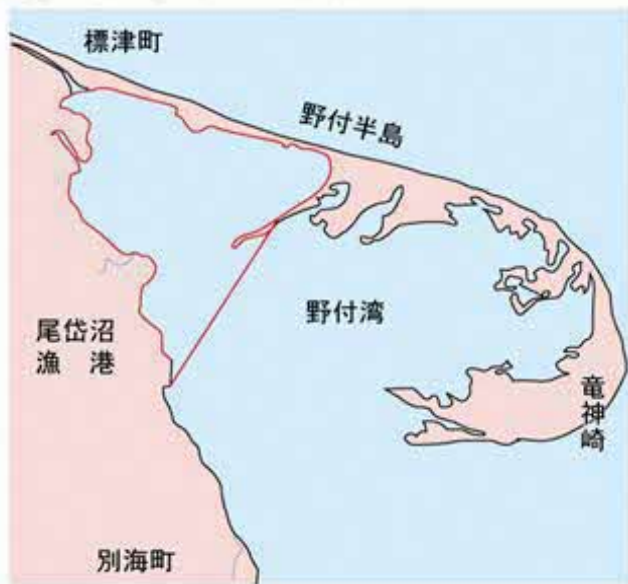
15 根室海区漁業調整委員会指示

指示番号	発動年月日	指示内容	制限区域	制限期間	備考
第1号	令和4年 3月15日	根室振興局管内太平洋沖合海域におけるマイワシを目的とする、たも網漁業及びすくい網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。	北海道海面漁業調整規則第33条の1に基づく別表3に掲げる区域を除く、根室振興局管内太平洋沖合海域においては、まいわしたもすくい網漁業を営んではならない。ただし、根室海区漁業調整委員会の承認を受けた場合はこの限りではない。	令和4年6月1日から 令和4年12月31日まで	
第2号	令和4年 6月24日	根室振興局管内標津町の忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する	根室振興局管内忠類川河口付近で、別表（35P参照）に掲げる区域において、右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。 ただし、北海道海面漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第52条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	令和4年8月3日から 令和4年11月4日まで	
第3号	令和4年 6月24日	野付湾内におけるさけ・ます採捕の制限について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	野付半島の国土地理院2等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点、及び尾岱沼漁港南防波堤南東角の点を順次結んだ線、及び最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域（38P別図②参照）。	令和4年8月20日から 令和4年10月31日まで	禁止区域における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕をしてはならない。
第4号	令和4年 6月24日	ニシン資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	根室振興局管内風蓮湖内の基点1から基点46の各点を順に結ぶ線と基点46と基点1を結ぶ線に囲まれた区域において、ニシンを採捕してはならない（38P別図③参照）。	令和4年9月20日から 令和4年12月31日まで	
第5号	令和4年 6月24日	根室海峡北部海域における定置漁業の保護について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。	斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位32度30分の線と国土地理院3等三角点「原賛」から真方位69度30分の線に囲まれた海域（38P別図①参照）に敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。	令和4年8月20日から 令和4年11月30日まで	定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。 ただし、羅臼町地先海域における船外機船によるイカ釣り漁業は除く。
第6号	令和4年 6月24日	根室振興局管内植別川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。	根室振興局管内植別川河口付近で、別表（35P参照）の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間はさけ及びますを採捕してはならない。 ただし、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第52条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	令和4年10月1日から 令和4年11月30日まで	この表による河口付近の区域とは、次に掲げる基点アから基点エまでを順次に結んだ線によって囲まれた海面をいう。 基点ア 左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点 基点イ 基点アから当該沖合方位における当該沖合距離の点 基点ウ 基点エから当該沖合方位における当該沖合距離の点 基点エ 右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

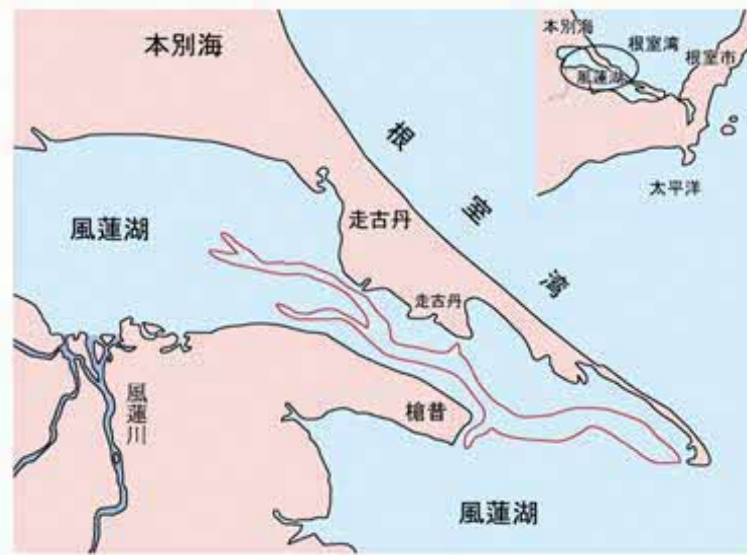
別図① 根室海峡北部海域の定置漁具配置概略図



別図② 野付湾内禁止区域概略図



別図③ 風蓮湖内ニシン採捕禁止区域概略図



16 漁船勢力

(1) 市町別等級別漁船隻数

(海水動力、海水無動力、淡水動力、淡水無動力)

(単位：隻)

市町村名	総隻数	等級						
		1	2	3	4	5	6	7
根室市	1,688	13	174	1,501				
別海町	660		113	547				
標津町	255		77	178				
羅臼町	836		147	676	10	3		
合計	3,439	13	511	2,902	10	3		

等級	使用水域	動力・無動力の別	総トン数
1	海水面	動力	100 t 以上
2			5~100 t 未満
3			5 t 未満
4		無動力	5 t 以上
5			5 t 未満
6	内水面	動力	-
7		無動力	

(2) トン数階層別漁船勢力

(単位：隻)

市町村名	トン数											合計
	0~ 0.9	1~ 2.9	3~ 4.9	5~ 9.9	10~ 14.9	15~ 19.9	20~ 29.9	30~ 49.9	50~ 99.9	100~ 199.9	200~	
根室市	257	1,013	231	61	33	63	14	2	1	13		1,688
別海町	124	338	85	82	13	18						660
標津町	27	74	77	37	20	20						255
羅臼町	263	358	58	53	29	74		1				836
合計	671	1,783	451	233	95	175	14	3	1	13	0	3,439

(資料：北海道漁船統計表(令和4年12月末現在))

17 日口漁業関係

(1)対口漁業概況（地先沖合漁業など）

昭和52年の200海里漁業専管水域設定により、相互主義（等量入漁）を原則に毎年決定される日ソ漁業協定に基づき、ロシア200海里水域内での操業が確保されていたが、昭和61年のロシア水域での刺網禁止及び漁獲割当量の大幅削減により漁法の転換と減船を余儀なくされた。

しかし、日口政府間協定によって禁止または大幅に削減となった魚種の代替として、昭和54年からカニ、ツブ及びエビかご、昭和62年からマダラを対象としたはえなわ等の共同事業が行われるとともに、平成4年から平成5年の2ヶ年でカラスガレイ等を対象とした底刺網漁業の共同試験操業を経て、平成6年からマダラ及びカラスガレイを対象とした底刺網漁業の共同事業が行われるようになった。平成13年からは、共同事業等で行われていたものが、ロシア連邦政府が実施する漁獲枠オークション制移行に伴い、日口政府間協定においてもマダラ等主要な魚種の漁獲割当量が大幅に削減され、同年1月から3月まで休漁したほか約半数の漁船が減船を余儀なくされた。

オークション制は平成16年以降廃止され、現在は、「日口地先沖合漁業協定」に基づき毎年開催される、日口漁業委員会で定められた操業条件により、沖合底びき網漁業での一部有償枠を除き、相互入漁による無償枠内で操業が行われている。

○ロシア水域における日本漁船の漁獲割当量推移

【相互入漁】

（単位：トン、隻）

年次 魚種	H30(2018年)	R1(2019年)	R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)
さんま	53,020	59,000	70,927.4	70,927.4	56,424
まだら	1,108.8	1,275.5	810	810	1,600
いか	6,188.25	5,617.9	5,814.25	5,814.25	5,619
その他魚種	4,683	11,606.6	12,448.35	12,448.35	11,357
漁獲割当量	65,000	77,500	90,000	90,000	75,000
総隻数	546	592	592	585	585
協力費	7億4,980.1万円	7億871.5万円	0円	0円	0円

【有償入漁】

（単位：トン、隻）

年次 魚種	H30(2018年)	R1(2019年)	R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)
漁獲割当量	1,062.2	1,062.2	1,062.2	1,062.2	694.66
総隻数	22	22	22	22	22
有償分の支払金額	4,112.2万円	4,112.2万円	4,112.2万円	4,112.2万円	2,694.3万円

妥結年月日	平成29年12月6日	平成31年4月5日	令和元年12月7日	令和2年12月9日	令和3年12月27日
-------	------------	-----------	-----------	-----------	------------

(2) さけ・ます漁業の概要

戦後の北洋さけ・ます漁業は、北太平洋海域の公海を主漁場として操業が行われてきたが、米国・カナダとの間で1952年(昭和27年)に締結された日・米・加漁業条約、1956年(昭和31年)にソ連邦との間で締結された日ソ漁業条約により操業海域は制限されていった。

1977年(昭和52年)の200海里設定に伴い、ソ連200海里水域内の我が国漁船の操業については、1978年(昭和53年)の日ソ漁業協力協定以降、毎年、政府間協議において漁獲割当量等の操業条件が決められていたが、ソ連側による現行協定の終了と新協定締結を希望する旨の通告を受け、1985年(昭和60年)には、遼河性魚種に関する母川国主義を認める新協定が締結され、操業条件はより厳しいものとなった。

1988年(昭和63年)からの日ロ合弁事業による操業を経て、近年は、日ロ地先沖合漁業協定及び日ロ漁業協力協定に基づき、毎年開催される日ロ漁業合同委員会で定められた操業条件により、ロシア200海里水域内での操業が行われてきた。

一方、1989年(平成元年)の操業を最後に母船式さけます漁業が消滅し、1992年(平成4年)には日米加ロ4カ国間で締結された北太平洋遼河性魚類保存条約により北太平洋公海のさけ・ます漁業が禁止された。

さらに、平成27年6月29日に「ロシア水域における流し網漁業を2016年1月から禁止する法律」が成立し、平成28年1月以降は、ロシア200海里水域内でのさけ・ます流し網漁業についても操業ができなくなったことから、現在、我が国のさけ・ます漁業は、日本200海里内操業のみとなった。

平成28年から令和3年までは、ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業の代替漁法として、水産庁の事業により調査船を用いて曳き網による試験操業が行われた。

① 令和4年(2022年)の漁業種類別・操業水域別・漁獲割当量

漁業名称	交渉	操業水域	漁獲割当量(トン)				
			シロザケ	カラフトマス	ベニザケ	ギンザケ	マスノスケ
小型さけ・ます流し網 (日本200海里内太平洋)	政府間	第7水域	500.0	1,550.0 ※1			
曳き網試験操業 (ロシア200海里内太平洋)		3A区	-	-	-	-	-

※1 ベニザケ、ギンザケ、マスノスケについては、3魚種合わせて1隻当たり1トン以内

② さけます流し網漁業(日本200海里内太平洋・ロシア200海里内太平洋)の概要

<日本200海里内太平洋>

項目	H29(2017年)	H30(2018年)	R1(2019年)	R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)
漁獲割当量	2,050.0トン	2,050.0トン	2,050.0トン	2,050.0トン	2,050.0トン	2,050.0トン
魚種別漁獲割当量	シロザケ	500トン	500トン	500トン	500トン	500トン
	カラフトマス	1,550.0トン	1,550.0トン	1,550.0トン	1,550.0トン	1,550.0トン
	ベニザケ					
	ギンザケ					
	マスノスケ					
漁業協力費 ^{※2}	2億6,479万円	2億6,484万円	2億6,412万円	2億6,000万円	2億6,000万円	2億円
妥結日	3月27日	4月6日	3月22日	6月18日	4月2日	4月25日
備考	※ベニザケ、ギンザケ、マスノスケは3種合わせて1隻あたり1トン以内 上限3億25万円 下限2億6,479万円	同左 上限3億12万円 下限2億6,484万円	同左 上限3億13万円 下限2億6,412万円	同左 上限3億13万円 下限2億6,000万円	同左 上限3億13万円 下限2億6,000万円	同左 上限3億13万円 下限2億円

※2 上記漁業協力費は確定金額。(上限と下限を定め、その範囲で漁獲実績に応じて、金額を決定するもので1996年より導入)

<ロシア200海里内太平洋> ※曳き網による試験操業

項目	H29(2017年)	H30(2018年)	R1(2019年)	R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)	
漁獲割当量	62.00トン	95.00トン	95.00トン	125.00トン	125.00トン	-	
魚種別漁獲割当量	ベニザケ	23.50トン	25.00トン	30.00トン	25.00トン		15.00トン
	シロザケ	23.50トン	25.00トン	30.00トン	25.00トン		24.00トン
	カラフトマス	10.00トン	40.00トン	32.00トン	70.00トン		81.00トン
	ギンザケ	2.00トン	3.00トン	0.00トン	3.00トン		3.00トン
	マスノスケ	3.00トン	2.00トン	3.00トン	2.00トン		2.00トン
入漁料	約1,901万円	約2,357万円	約2,432万円	約2,433万円	約2,433万円		
妥結日	5月4日	4月6日	3月22日	6月18日	4月2日		

(3) 貝殻島周辺海域こんぶ漁業

昭和52年の200海里漁業専管水域の設定により4年間操業が中断されたが、一般社団法人北海道水産会を窓口にも再度交渉が行われ、昭和56年から現在に至るまで操業が継続されている。

① 協定概要

区 分	H27(2015年)	H28(2016年)	H29(2017年)	H30(2018年)	R1(2019年)	R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)	
協定概要	採 取 量	4,032トン	3,862トン	3,892トン	3,887トン	同 左	同 左	同 左	3,787トン
	操 業 期 間	6月1日 ～ 9月30日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	操 業 隻 数	375	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	364
	採 取 料	8,784万円	9,027万円	9,058万円	9,084万円	同 左	同 左	同 左	8,851万円
	機 材 供 与	350万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	議 定 書 調 印 日	4月21日	4月20日	4月12日	3月22日	4月30日	5月15日	4月19日	6月3日

② 令和4年(2022年)承認状況

承認隻数		220隻
内 訳	歯舞漁協	187隻 (うち1隻は監視船)
	根室漁協	13隻
	落石漁協	20隻

(4) 北方四島周辺海域安全操業

北方四島周辺海域は、昭和52年の我国及びソ連の200海里漁業専管水域設定以降の規制により漁場環境が厳しくなったことから、同海域への越境操業によるだ捕・銃撃事件が頻発する状況にあった。

このような事件の発生は漁業者の生命・財産の確保はもとより、日ロ政府間の漁業交渉に与える影響も懸念されるため、官民一体となって漁業秩序の維持安定に努める一方、北方四島周辺海域における安全操業の実現が、根室管内関係者の悲願として強く望まれていた。

平成6年3月、ロシア南クリル地区長の北方四島周辺水域における日本漁船の操業の提案を契機に政府間協議が開始され、平成10年2月、相互の関係における諸問題について、いずれの政府の立場も害さないという大前提に立った「海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」が署名されロシア主張領海内での操業が実現した。

具体的な操業条件は、毎年、一般社団法人北海道水産会とロシア連邦政府との間で取り交わされる了解覚書により決定され、平成10年10月から、たこから釣り漁業及びほっけ固定式刺し網漁業が、翌年1月からは、すけとうだら固定式刺し網漁業が開始されている。

○交渉結果

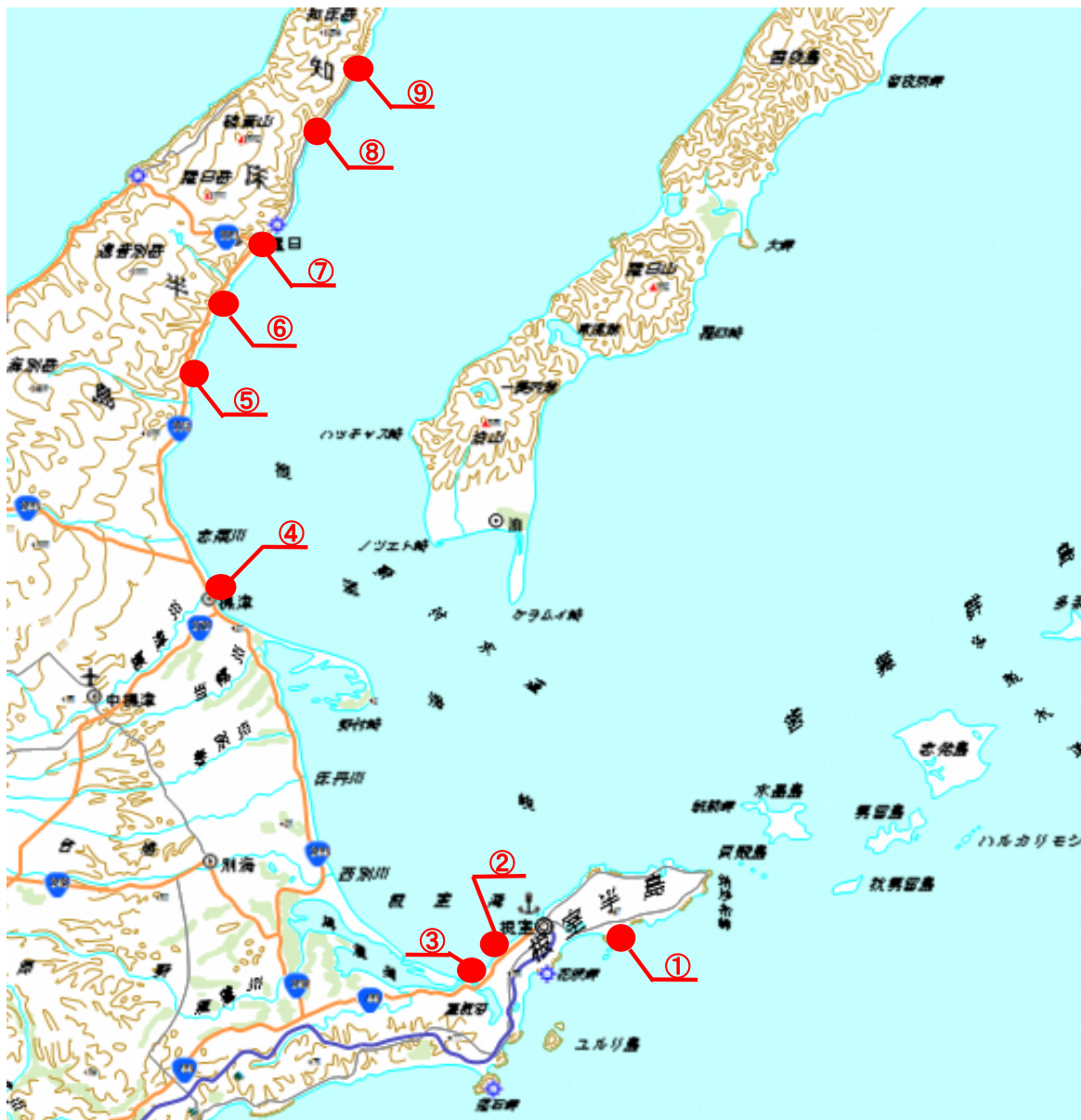
		R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)
漁獲当量	すけとうだら	955トン	955トン	955トン
	ほっけ	777トン	777トン	777トン
	たこ	216トン	213トン	213トン
	その他	232トン	232トン	232トン
	計	2,180トン	2,177トン	2,177トン

内容	R2(2020年)			R3(2021年)			R4(2022年)		
	すけとうだら 刺し網	ほっけ 刺し網	たこ から釣り	すけとうだら 刺し網	ほっけ 刺し網	たこ から釣り	すけとうだら 刺し網	ほっけ 刺し網	たこ から釣り
操業隻数	20隻	20隻	8隻	20隻	20隻	8隻	20隻	20隻	8隻
操業期間	1月1日～ 3月15日	9月16日～ 12月31日	1月1日～ 1月31日 10月16日～ 12月31日	1月1日～ 3月15日	9月16日～ 12月31日	1月1日～ 1月31日 10月16日～ 12月31日	1月1日～ 3月15日	9月16日～ 12月31日	1月1日～ 1月31日 10月16日～ 12月31日
協力費等	協力費 2,130万円 機材供与 2,110万円			協力費 2,130万円 機材供与 2,110万円			協力費 2,130万円 機材供与 2,110万円		
妥結年月日	令和元年11月29日			令和2年11月25日			令和3年12月27日		

○操業隻数内訳

漁業種類	R2(2020年)	R3(2021年)	R4(2022年)
ほっけ刺し網	羅臼漁協 16隻	羅臼漁協 13隻	羅臼漁協 9隻
すけとうだら刺し網	羅臼漁協 16隻	羅臼漁協 16隻	羅臼漁協 13隻
たこから釣り	根室漁協 2隻	根室漁協 2隻	根室漁協 2隻
	歯舞漁協 2隻	歯舞漁協 2隻	歯舞漁協 1隻
	落石漁協 4隻	落石漁協 4隻	落石漁協 4隻

18 プレジャーボート等使用可能漁港一覧



市町名	漁港名	位置図内記号	受け入れ施設名	施設区分	使用可能隻数	受け入れ期間
根室市	沖根婦	①	船揚場	指示施設	設定無し(※1)	4/1~5/31
	幌茂尻(幌茂尻地区)	②	北防波堤	指定施設	3隻	4/1~11/30
	幌茂尻(温根沼地区)	③	船揚場	指示施設	20隻	
標津町	標津	④	船揚場	指示施設	設定無し(※1)	周年
			北防波堤	指示施設	14隻	
			内防波堤	指示施設	1隻	
			南防波堤	指示施設	9隻	
羅臼町	峯浜	⑤	北防波堤	指示施設	1隻(一時寄港)	5/1~8/31
	於尋麻布	⑥	船揚場	指定施設	10隻	5/1~11/30
	羅臼	⑦	第1船揚場	指定施設	4隻	周年
			護岸	指示施設	6隻	
			岸壁	指示施設	2隻	
			第1南防波堤	指示施設	3隻	
	知円別	⑧	第2西防波堤	指示施設	5隻	周年
			船揚場	指定施設	1隻	
	相泊	⑨	岸壁	指示施設	1隻(観光船)	8/16~9/30
船揚場			指定施設	1隻	周年	
			岸壁	指示施設	1隻(観光船)	5/6~9/30

(※1)駐車場確保を条件の許可であるため、使用可能隻数は設定しない。

19 令和4年度水産技術普及指導所普及活動実績

1 根室地区水産技術普及指導所(担当地区:根室内(主に根室市))

区分	対象水族	課題	普及対象
資源管理	モクズガニ	モクズガニ資源管理指導	根室湾中部漁協
	エゾバフンウニ	エゾバフンウニ資源管理指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
	アサリ	アサリ資源管理指導	歯舞・根室湾中部漁協
	マナマコ	マナマコ資源管理指導	根室・歯舞漁協
	ハナサキガニ	ハナサキガニ資源管理指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
	ホッカイベ	ホッカイベ資源管理指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
	ホッキガイ	ホッキガイ資源管理指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
増殖	シジミ	シジミ増殖指導	根室湾中部漁協
	コンブ	コンブ増殖指導	落石・根室・歯舞漁協
	マツカワ	マツカワ増殖指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
	ホッカイベ	ホッカイベ増殖指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
栽培	ホタテガイ	ホタテガイ増殖指導	根海共第29号管理委員会(根室・歯舞・根室湾中部漁協)
	ニシン	ニシン増殖指導	根室・歯舞・根室湾中部漁協
	サケ・マス	サケ・マス増殖指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
	マナマコ	マナマコ増殖指導	根室・根室湾中部漁協
養殖	アサリ	アサリ短期蓄養による身入り向上技術開発指導	歯舞漁協
	ベニザケ	ベニザケ養殖指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
	タラバガニ	タラバガニ養殖技術開発指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
	エゾバフンウニ	エゾバフンウニ養殖指導	落石・根室漁協
	ホタテガイ	ホタテガイ養殖指導	根室漁協
	コンブ	コンブ養殖指導	落石漁協
漁業経営・流通		沿岸漁業改善資金利用指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
担い手育成		浜の担い手育成指導	指導漁業士・青年漁業士 落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協青年・女性部
漁場環境		沿岸環境調査指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協
		情報関連調査指導	落石・根室・歯舞・根室湾中部漁協

2 根室地区水産技術普及指導所標津支所(担当地区:別海町・標津町・羅臼町)

区分	対象水族	課題	普及対象
資源管理	モクズガニ	モクズガニ資源管理指導	別海漁協
	ホッカイベ	ホッカイベ資源管理指導	野付・標津漁協
	エゾバフンウニ	エゾバフンウニ資源管理指導	野付・羅臼漁協
	アサリ	アサリ資源管理指導	別海・野付漁協
	マナマコ	マナマコ資源管理指導	標津・羅臼漁協
	ホッキガイ	ホッキガイ資源管理指導	別海・野付漁協
増殖	シジミ	シジミ増殖・種苗生産指導	別海漁協
	マツカワ	マツカワ増殖指導	別海・野付・標津・羅臼漁協
	ホッカイベ	ホッカイベ増殖指導	羅臼漁協
栽培	ホタテガイ	ホタテガイ増殖指導	根海共第29号管理委員会(別海・野付・標津・羅臼漁協)
	ニシン	ニシン増殖指導	別海・野付・標津・羅臼漁協
	サケ・マス	サケ・マス増殖指導	別海・野付・標津・羅臼漁協
	マナマコ	マナマコ増殖指導	野付・標津漁協
養殖	ホタテガイ	ホタテガイ養殖指導	羅臼漁協
	コンブ	コンブ養殖指導	羅臼漁協
種苗生産	クロガレイ	クロガレイ種苗生産指導	野付漁業
漁業経営・流通		沿岸漁業改善資金営漁指導	別海・野付・標津・羅臼漁協
担い手育成		浜の担い手育成指導	指導漁業士・青年漁業士 別海・野付・標津・羅臼漁協青年・女性部
漁場環境・保全		沿岸環境調査指導	別海・野付・標津・羅臼漁協
		情報関連調査指導	別海・野付・標津・羅臼漁協

20 根室管内漁業士名簿

令和5年4月現在で、全道203名、根室管内で15名が漁業士に認定されている。
 根室管内における漁業士の組織として、平成2年11月に「根室支庁管内漁業士会」が設立され、
 また、平成4年1月に全道11地区の漁業士会を組織化し、「北海道漁業士会」が設立されている。

指 導 漁 業 士		
氏 名	認定年度	所属漁協名
高 橋 清 人	H23	根 室
長 山 吉 博	H24	歯 舞
酒 井 昌 子	H16	根室湾中部
堀 雄 二	H28	
大 橋 丈 晴	H21	別 海
松 原 真 人	R1	
西 山 和 明	H30	野 付
皆 川 秀 美	H24	標 津

青 年 漁 業 士		
氏 名	認定年度	所属漁協名
小 谷 裕 介	H19	落 石
桜 橋 保 洋	R4	歯 舞
道 又 隆 史	R1	別 海
鈴 木 翼	H30	野 付
鈴 木 惟 之	R4	標 津
菅 原 史 大	H29	羅 臼
加 瀬 里 紗	R4	

2 1 第 2 2 期根室海区漁業調整委員会名簿

令和4年12月末現在

職 名	選 出 区 分	氏 名
会 長	漁 業 者	福 原 正 純
副 会 長	〃	高 橋 敏 二
〃	〃	萬 屋 昭 洋
委 員	〃	南 出 利 春
〃	〃	大 坂 鉄 夫
〃	〃	釣 光 芳
〃	〃	楠 浩
〃	学 識	内 藤 智 明
〃	〃	相 川 泰 人
〃	漁 業 者	平 井 敏 雄
〃	中 立	竹 本 勝 哉
〃	学 識	木 野 本 伸 之
〃	漁 業 者	小 倉 啓 一
〃	〃	庄 林 満
〃	学 識	三 戸 正 己

任期 令和3年4月1日～令和7年3月31日